

鳩山町建設工事請負一般競争入札執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負契約において一般競争入札を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 執行の対象とする工事は、設計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1,000万円を超えるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳩山町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去2年間のいずれにおいても、町発注工事に係る工事成績点数が極めて低い者でないこと。

2 必要に応じて、前項のほか次の各号に定める事項に係る参加資格について定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する許可業種の経営事項審査の総合数値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者
- (6) その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 町長は、鳩山町工事請負業者等資格審査委員会（鳩山町工事請負業者等指名委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか、公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、所管課等において、鳩山町建設工事請負一般競争入札公告（様式第1号）により

掲示するものとする。

(参加資格等の有無の確認申請)

第6条 入札に参加を希望する単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等」という。）並びに特定建設工事共同企業体（以下「参加希望者」という。）は、参加資格等の有無並びに入札保証金及び契約保証金の取扱いを確認するため、所定の期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（単体等にあつては様式第2号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第3号。以下「確認申請書」という。）に、一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあつては様式第4号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第5号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（様式第10号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。）第7条第1項第2号及び第17条第1項第2号に基づき入札保証金及び契約保証金の納付減免を希望する者は、入札・契約保証金納入免除申請書（様式第6号）及び当該建設工事に係る、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確認書の写し（履行実績要件が確認できる場合に限る。）又は請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあつてはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

(参加資格等の有無の確認)

第7条 町長は、参加希望者に明らかに参加資格がないと認めるときを除き、確認申請書を受理するものとする。

2 町長は、参加希望者の参加資格の有無等の確認を行い、参加資格があると認めた者については、一般競争入札参加資格等の確認結果通知書（様式第7号）により、参加資格がないと認めた者については、その理由を付して一般競争入札参加資格等の確認結果通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

(参加資格等の有無の再確認)

第8条 参加資格がないと認められた者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

2 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することができないものとする。

(設計図書等)

第9条 設計図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、参加希望者又は参加資格者に閲覧、貸与又は配布（有料若しくは無料）するものとする。

2 参加希望者又は参加資格者からの質問及びその回答は、所定の期日及び場所を定め掲示により周知するものとする。

（現場説明会）

第10条 現場説明会は、必要に応じて開催できるものとする。

（入札保証金）

第11条 入札保証金については、契約規則第4条及び第7条の規定に基づくものとする。

2 入札保証金は、入札の終了後、請求書（様式第9号）に基づき、これを返還するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付する必要がある契約保証金があるときは、これにあてる。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第12条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

（入札の執行）

第13条 入札執行者は、入札前に、参加資格があると認めた旨の一般競争入札参加資格等の確認結果通知書（様式第7号）を提出させることにより、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。

2 参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は、認めないものとする。

3 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 再度入札は原則として1回までとする。

（不調時の取扱い）

第14条 再度入札によっても落札者がいないときは、日時を改めて公告をして、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第15条 参加資格者は、参加資格の確認後であっても、入札を辞退することができるものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者又は納入した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状（様式第11号）を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (13) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(契約保証金)

第17条 契約保証金の納付及び減免については契約規則第16条及び第17条の規定に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第9号の請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

(入札参加者名簿等の公表)

第18条 参加資格者名、入札参加者名、入札経過及び入札結果の公表については、入札終了後速や

かに公表するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に特別の定めがない事項は、指名競争入札に関する諸規定等の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年8月15日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日告示第39号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月24日告示第12号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月20日告示第89号)

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第27号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第40号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月11日告示第130号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)
様式第1号(第5条関係)

鳩山町建設工事請負一般競争入札公告

鳩山町告示第 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定及び鳩山町契約規則(昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。)第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

年 月 日

鳩山町長

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名:
- (2) 工事場所: 鳩山町 地内
- (3) 工期: 契約締結日から まで
- (4) 工事概要:
- (5) 支払条件: 前払金
部分払

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所: 鳩山町役場 会議室
- (2) 日時: 年 月 日() 時 分

3 入札に参加できる者の形態

単体企業 / 共同企業体

4 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの期間において、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成30年告示第84号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者
- (3) ・ 年度鳩山町競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (4) (3)の名簿に登載された者で、公告日の前日において、 に本店又は契約締結の権限を有する代理人を置く支店等を有する者
- (5) 公告日現在有効な経営事項審査結果通知書の総合評定値が 点以上の者
- (6) 過去 年間に、本工事と規模を同じくする工事の施工実績のある者であること(証明できる書類等を提出すること。)
- (7) 当該工事に(6)の施工管理実績を有する監理技術者又は主任技術者を配置できる者
- (8) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された

場合は契約を締結しないことがある。

- (9) 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

5 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、参加資格等の有無を確認するために、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて持参により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出

- ア 提出先：鳩山町役場 課（局）
イ 受付日： 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
（土・日曜・祝日を除く。）
ウ 受付時刻：午前 時から午後 時まで（正午から午後1時までを除く。）
エ 提出部数： 部

(2) 確認申請書の受理

- ア 入札参加資格の確認結果は、年 月 日（ ）に郵便で通知する。
イ 受付の時点で明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。
ウ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、年 月 日（ ）までに鳩山町役場 課（局）へ入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 設計図書等の貸出・返却

設計図書、参考内訳数量表、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）の貸出・返却については、次のとおりとする。

- ア 期間： 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
（土・日曜・祝日を除く。）
午前 時から午後 時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 場所： 鳩山町役場 課（局）
ウ 貸出方法：（貸与による場合）
エ その他： 閲覧（貸与・配布）に当たっては認め印を持参すること。

8 設計図書等に関する質問

入札参加者は、設計図書等に関し質問がある場合は、質問書を持参しなければならない。

- (1) 提出期間： 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
午前 時から午後 時まで（正午から午後1時までを除く。）
(2) 提出場所：鳩山町役場 課（局）
(3) 質問に対する回答は、次のとおり配布する。
ア 配布場所：鳩山町役場 課（局）
イ 配布期間： 年 月 日（ ）午前 時から午後 時まで

9 現場説明会

次のとおり開催する／開催しない

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、契約規則第4条及び第7条の規定に基づくものとする。

ア 入札保証金の額：入札書に記載する金額に1.10を乗じた額の100分の5以上

イ 入札保証金納付期限： 年 月 日()
午前(午後) 時まで

ウ 納付場所：鳩山町役場 出納室

(2) 入札保証金は、入札の終了後、入札に参加した者から請求書の提出を受けることにより、還付する。

ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付する必要がある契約保証金があるときは、これにあてる。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

ウ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び入札保証金を納付すべき者にあつては、その納付書兼領収書又は入札保証保険証券を、初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 落札者以外の入札保証金は入札後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

エ 落札者が、免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は再度入札に、再度入札に参加しない者は再々度の入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

12 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。)/設定しない。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 所定の入札保証金を納付しない者又は納入した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

(11) 明らかに連合によると認められる入札

(12) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(13) その他公告に示す事項に反した者がした入札

14 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第150号)の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

15 契約保証金

契約保証金については、契約規則第16条及び第17条に基づくものとする。

16 その他

(1) 提出された確認申請書は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。

17 問い合わせ

(1) 問い合わせ先 鳩山町役場 課(局)

(2) 電話番号

様式第2号(単体企業・經常建設工事共同企業体)(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)(単体企業・經常建設工事共同企業体)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

鳩山町長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記工事の一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

※添付書類

経営事項審査結果通知書の写し及び一般競争入札参加資格確認資料

様式第3号(特定建設工事共同企業体)(第6条関係)
様式第3号(第6条関係)(特定建設工事共同企業体)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

鳩山町長 様

特定建設工事共同企業体の名称 _____

代表構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

このたび、下記工事の共同請負による一般競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、一般競争入札参加資格等確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 連 絡 先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 担当者所属・氏名
 - (3) 電話番号

※添付書類

経営事項審査結果通知書の写し及び一般競争入札参加資格確認資料等

様式第4号(第6条関係)(単体企業・経常建設工事共同企業体)
 様式第4号(第6条関係)(単体企業・経常建設工事共同企業体)

一般競争入札参加者資格等確認資料

商号又は名称

1 対象工事に対応する許可業種に係る 年度経営事項審査の総合
 数値 点

2 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

3 対象工事に対応する業種に係る許可(登録)年月日

年	月	日(許可/登録)
---	---	----------

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

工事名称等	工事名		
	発注機関		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体/共同企業体 (出資比率 %)	単体/共同企業体 (出資比率 %)
工事諸元等			

- (注)1 過去 年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施行の場合は、出資比率 %以上の工事に限る。
 3 上記に係る、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確認書の写し（履行実績要件が確認できる場合に限る。）、又は請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等、履行を確認するものの写しを添付すること。

5 当該工事に配属予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施行場所		
	工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職		
従事実績	工事名		
	発注機関		
	施行場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職		
実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
従事役職			

◎入札保証金の減免に対する希望

希望(する/しない)

契約保証金の減免に対する希望

希望(する/しない)

(注) 希望する場合は、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と本工事と種類及び規模をほぼ同じくする工事請負契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該建設工事に係る、コリンズ(一般財団法人日本建設情報総合センター)の登録内容確認書の写し(履行実績要件が確認できる場合に限る。)、又は請負契約書の写し及び工事完成結果通知等履行を証明するものの写し(単体企業(若しくは経常建設工事共同企業体)又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を請負った実績に限る)を添付すること。

ただし、保険会社との間に鳩山町を被保険者とする入札保証保険契約及び履行保険契約を締結し、その保険証券を提出することにより入札保証金及び契約保証金の納付の減免を希望する者については、添付する必要はない。

様式第5号(第6条関係)(特定建設工事共同企業体)
 様式第5号(第6条関係)(特定建設工事共同企業体)

一般競争入札参加者資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称

1 対象工事に対応する業種に係る 年度経営事項審査の総合数値

	商号又は名称	総合数値
代表構成員		
構成員		
構成員		

2 対象工事に対応する業種に係る許可(登録)年月日

	商号又は名称	許可(登録)年月日
代表構成員		年月日(許可/登録)
構成員		年月日(許可/登録)
構成員		年月日(許可/登録)

3 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		
構成員		
構成員		

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名		
	発注機関		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年月日～年月日	年月日～年月日
	受注形態等	単体/共同企業体 (出資比率 %)	単体/共同企業体 (出資比率 %)

工事諸元等			

構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名		
	発注機関		
	工事場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体/共同企業体 (出資比率 %)	単体/共同企業体 (出資比率 %)
工事諸元等			

- (注)1 過去5年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率30%以上の工事に限る。
 3 上記に係る、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確

認書の写し（履行実績要件が確認できる場合に限る。）、又は請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等、履行を確認するものの写しを添付すること。

5 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工期		
	従事役職		
従事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	従事役職		
従事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	従事役職		

◎入札保証金の減免に対する希望

希望(する/しない)

契約保証金の減免に対する希望

希望(する/しない)

(注) 希望する場合は、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と本工事と種類及び規模をほぼ同じくする工事請負契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該建設工事に係る、コリンズ(一般財団法人日

本建設情報総合センター)の登録内容確認書の写し(履行実績要件が確認できる場合に限る。)、又は請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し(単体企業(若しくは経常建設工事共同企業体)又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。)を添付すること。

ただし、保険会社との間に鳩山町を被保険者とする入札保証保険契約及び履行保険契約を締結し、その保険証券を提出することにより入札保証金及び契約保証金の添付の減免を希望する者については、添付する必要はない。

様式第6号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

入札・契約保証金納入免除申請書

年 月 日

鳩山町長 様

代表構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

鳩山町契約規則第7条及び第17条の規定に基づき、入札・契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所 鳩山町 地内
- 3 免除理由 鳩山町契約規則第7条第1項第2号及び第17条第2号に該当するため

第 号
年 月 日

様

鳩山町長

一般競争入札参加資格等の確認結果通知書

先に申請のあった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格があると確認されたので通知します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工事名

工事

3 工事場所

鳩山町

地内

4 入札の場所及び日時

年 月 日 時

5 入札保証金の取扱い

免除する。

見積もった契約希望金額の100分の を納付すること。

(ただし、保険会社との間に鳩山町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、免除する。)

(1)納付方法

(2)納付日 年 月 日 時から 時まで

6 落札した場合の契約保証金の取扱い

免除する。

見積もった契約希望金額の100分の を納付すること。

(ただし、保険会社との間に鳩山町を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、免除する。)

(1)納付方法

(2)納付期限 年 月 日 (契約締結日まで)

第 号
年 月 日

様

鳩山町長

一般競争入札参加資格等の確認結果通知書

先に申請のあった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格がないと確認されたので通知します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工事名

工事

3 工事場所

鳩山町

地内

4 入札参加資格がないと認めた理由

※ 再確認を求める場合は、年 月 日()までに鳩山町役場 課へ書面で持参により提出すること。

様式第9号(第11条、第17条関係)
様式第9号(第11条、第17条関係)

請 求 書

年 月 日

鳩山町長 宛て

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(入札保証金/契約保証金)について、下記のとおり還付請求いたします。

記

金 _____ 円

振込先

_____ 銀行 _____ 支店

当座預金 / 普通預金

口座番号 _____

口座名義人 _____

様式第10号 (第6条関係)
様式第10号(第6条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、
鳩山町発注に係る工事を協同連
帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)
と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の
履行後12か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前2条の規
定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、
発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及
び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する
ものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者
と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するも
のとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完
成に当たるものとする。

(構成員の責任)

年 月 日

代表構成員

住 所
商号又は名称
代表者氏名

社 印
⑩

構 成 員

住 所
商号又は名称
代表者氏名

社 印
⑩

委 任 状

年 月 日

鳩山町長 宛て

住 所
委任者 商号又は名称
代表者氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、年 月 日から 年 月 日
まで、下記の権限を委任します。

住 所
受任者 役 職 名
氏 名 印

記

共同企業体に係る

- 1 入札及び見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 工事の施工に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 副代理人の選任に関すること。

※ 本委任状は、受任者の身分証明書を付けて提出すること。